

# 鳴門市男女共同参画推進審議会の市民委員を募集します

～すべての人が対等なパートナーとして助け合い、支え合い、  
幸せを分かち合うまちづくりをめざして～

本市では、世代や性別に関わらず、すべての人が対等なパートナーとして助け合い、支え合い、幸せを分かち合うまちづくりを実現するために、鳴門市男女共同参画推進条例を平成 28 年 1 月 1 日に施行しました。

また、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、鳴門市男女行動計画を策定しており、現在は第 2 期計画を運用しています。

この度、市民の皆様の幅広いご意見を男女共同参画施策に反映させるため、男女共同参画の推進に関する事項の調査審議を行う「鳴門市男女共同参画推進審議会」の委員を募集いたします。

性別やお仕事をされているかいないか、また、専門的な知識の有無は問いません。

男女共同参画社会の実現に向かって積極的に取り組んでくださる市民の皆様のご応募をお待ちしております。

募集についての詳細は、以下の募集要領をご参照ください。

募集要領	
1 募集対象	鳴門市男女共同参画推進審議会委員 3 名
2 任期	平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
3 委員の役割	次に掲げる事項についての調査審議 ・鳴門市男女行動計画策定 ・男女共同参画に関して積極的な取組をした者に対する表彰 ・男女共同参画に関する施策等への意見又は苦情への対応 ■会議開催回数 平成 31 年度は 2 回、平成 32 年度は 5 回を予定 会議は原則、平日の日中に開催 ■会議開催場所 鳴門市役所 ■委員報酬 審議会 1 回につき 5, 000 円
4 応募資格	(1) 満 18 歳以上(平成 31 年 4 月 1 日現在)の方 (2) 本市に在住、又は通勤、通学する方 (3) 国及び地方の議員、又は常勤の公務員以外の方 (4) 当該審議会の委員として、参画する意欲があり、かつ、会議に出席できる方 (5) 暴力団又は暴力団員、もしくは暴力団員と密接な関係を有する方は、応募できません。

5 募集締切	平成31年3月20日(水) 必着
6 応募方法	別添の申込書に必要項目を記載し、あわせて、「わたしにとっての男女共同参画社会」をテーマに <b>400字程度</b> の小論文を提出してください。その内容をもとに選考を行います。 ※提出された申込書等は返却しませんのでご了承ください。
7 選考方法	書類選考により決定します。 なお、選考結果については、応募者本人にお知らせします。
8 個人情報の取扱い	応募された個人情報につきましては、保護・管理に十分留意するとともに、委員の選考以外に使用することはありません。
9 応募方法・応募先及び問い合わせ先	郵送・FAX・電子メール・持参のいずれかの方法で、応募用紙を下記まで提出してください。  〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170 鳴門市役所 人権推進課 男女共同参画担当 電話 088-684-1148 FAX 088-684-1370 メールアドレス <a href="mailto:jinkensuishin@city.naruto.i-tokushima.jp">jinkensuishin@city.naruto.i-tokushima.jp</a>